

平成23年12月15日
株式会社商工組合中央金庫

株式会社商工組合中央金庫の株式について

株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」）は、中小企業金融の円滑化を目的とする金融機関であり、株式会社商工組合中央金庫法第6条により、株主資格が、政府のほか、中小企業組合と株主である中小企業組合の組合員に限定されています。

商工中金としましては、株主資格を有する方に商工中金の株主になっていただきたいと考えておりますが、株主となつていただくことができない場合でも何ら不利益となるものではありません。（但し、株式会社商工組合中央金庫法第21条により、商工中金とのお取引資格が限定されています。）

株主は商工中金に利益が出た場合等に配当を受け取ることができません（利益が少額である場合等、配当が支払われない場合があります。）が、預金とは異なり、満期日や利息の定めがなく、預金保険の対象ではありません。

商工中金の株式については、相対取引で売買する方法のほか、野村証券株式会社の日本国内の本支店の店頭で売買の注文を行うことができます。野村証券株式会社では、商工中金が野村証券株式会社に提供する「参照価格」（現在の「参照価格」は、平成23年9月30日の連結貸借対照表に基づき簿価純資産方式で算定した1株当たり144円です。）をもとに、野村証券株式会社が定めた「基準価格」（現在の「基準価格」は、1株当たり144円です。）の上下10%以内の1円単位の価格（現在は130円～158円です。）による指値注文を受け付けます。

売り注文と買い注文のつけ合わせは、毎月1回のみ行っており、流動性に一定の制約があります。

「基準価格」は商工中金の業績のほか、会計基準、税率等の制度変更等により変動することがあり、「基準価格」の改訂は、年2回（3月期、9月中間期）の決算公表時に行われています。

このように商工中金の株式は、預金や上場株式と異なる種々の制約がございますので、その旨ご承知おきください。

以上